

公告第9号

公 示 送 達 書

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるから、当所において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば、いつでも交付する。

地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和8年10月5日

京都府府税事務所長



記

送達する書類	送達を受けるべき者の 氏名又は名称	備 考
地方税法の規定により送達する書類	倉光 透	
地方税法の規定により送達する書類	中野 幹男	
地方税法の規定により送達する書類	黒田 英樹	
	以下余白	